

業務委託契約に関する実務と契約におけるトラブル回避

プログラム内容

第1. 契約書の基本知識

1. 契約の一般論
2. 契約書の役割、機能
3. 契約書の基本的な構成
4. 契約書の限界（紛争状態における権利実現等）

第2. 業務委託契約

1. 業務委託契約の意義、性質

業務委託契約は、民法に定める売買契約や賃貸借契約等の典型契約と違って「業務委託契約書」という名称が付せられていてもその内容は千差万別です。

そこで、民法の典型契約のうち下記の契約の性質にもかかわる請負契約と委任契約の意義、性質の違いを踏まえつつ、実務上「業務委託契約書」という名称を付せられてしばしば登場する下記の契約について、それぞれの意義、性質を説明します。

- (1) システム開発契約
- (2) 製造委託契約
- (3) コンサルティング契約
- (4) 保守点検契約

2. 業務委託契約におけるチェックポイント

業務委託契約における主要なチェックポイントである下記事項について、上記に記載の各契約

ごとに（ただし、下記(3)または(4)は、その検討を要する業務委託契約のみとします。）、委託側、受託側の観点に立って検討します。

また、条項の理解の深化を図るために、それぞれの条項の意義をそれぞれの契約の性質、実務上現に生じることのあるトラブルの概要を踏まえたうえで説明します。

さらに、契約担当者として契約書の作成やレビューを行うにあたってのポイントを説明するとともに、具体的な条項例を基にしてその条項の優劣の判断や修正を行う演習を実施することを予定しております。

- (1) 委託業務の明確化（内容、範囲等）
- (2) 委託業務の完成ないし終了（報酬の発生時期を含む）
- (3) 契約不適合責任（瑕疵担保責任）
- (4) 下請法等の法律との適合性
- (5) 偽装請負

3. 業務委託契約におけるトラブルと実務的対応

2と関連するものではありませんが、実務上、業務委託契約に生じることの多い下記のトラブルを例として、その予防ないし解決するための実務的対応を説明します。

- (1) 成果物の瑕疵
- (2) 契約締結後の仕様等の変更と報酬
- (3) 契約終了の有効性

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師プロフィール

石嵯・山中総合法律事務所 シニアパートナー弁護士 すずき むねつく 鈴木 宗紹氏

1999年中央大学法学部卒。2002年弁護士登録。渉外事務所等の勤務を経て現在に至る。主な取扱分野：企業法務全般、人事労務、不動産取引、民事訴訟全般。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。